

## 別表

### 16 使用料・手数料等の取り扱い

#### 総務関係

望月町地域コミュニティーセンター使用料	合併時、現行どおりとするが、新市において他の類似施設との整合性を図る。
臼田館使用料	合併時は、現行使用料とし、合併後、他の会館使用料と整合を図る。
税務諸証明手数料	現行どおりとする。
市税督促手数料	現行どおりとする。
納税証明交付手数料	現行どおりとする。
佐久情報センター使用料	現行どおりとする。

#### 民生関係

住民基本台帳等諸証明手数料	合併時、現行の手数料を基本とし、違いのあるものについては、統一した基準を設け実施する。
狂犬病予防事業手数料	現行どおりとする。
家庭ごみ処理手数料	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1申請 5,000円に統一して実施する。
福祉会館(佐久市)使用料	現行どおりとする。
隣保館使用料	新たな基準を設け料金を設定する。開館時間及び閉館時間については、地域の実情の合わせた時間帯で設定する。
交流センター(望月町)使用料	新たな基準を設け料金を設定する。なお、隣保館と併設のため隣保館使用料と同程度とする。開館時間及び閉館時間については、地域の実情の合わせた時間帯で設定する。
同和対策集会所等使用料	同和教育集会所の設置の目的や使用状況を踏まえ廃止する。

#### 保健福祉関係

シルバーラントみつい施設使用料	現行どおりとする。
浅科村福祉センター使用料	新たな基準を設け料金を設定する。
望月町老人福祉センター使用料	新たな基準を設け料金を設定する。
成人病検診等手数料	手数料は検査項目ごとに検査委託料の概ね4割から5割として定める。
国保病院 診療所手数料	浅間病院の例により 文書手数料を統一する。
国保病院 診療所往診車使用料	基準を定めて統一する。

#### 経済関係

農業委員会関係諸証明手数料	手数料を徴収する証明書項目を統一する。
佐久勤労者福祉センター使用料	現行どおりとする。
志賀牧場内観光施設使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。
美笛ファミーランド使用料	現行どおりとする。
プラザ佐久使用料	現行どおりとする。
浅科温泉穂の香乃湯使用料	現行どおりとする。
道の駅「ほっこり浅科」使用料	現行どおりとする。
布施温泉使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。
交流促進センターゆざわ荘使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。
国民宿舎もちづき荘使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。

春日温泉ゴルフ練習場使用料	現行どおりとする。
春日温泉テニスコート使用料	現行どおりとする。
保養センター(臼田町)使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。

#### 建設関係

公園使用料	新市において統一した新たな条例を制定する。
コスモタワー望遠鏡使用料	現行どおりとする。
佐久平駅前広場使用料	現行どおりとして、新市において条例・規則を策定して実施する。
岩村田駅前広場使用料	現行どおりとして、新市において条例・規則を策定して実施する。
公営住宅駐車場使用料 保証金	新市において統一して実施する。1台当たり 2,000円／月 保証金 駐車場使用料の3ヶ月分 保証金は、現入居者からは新たに徴収しない、合併後は、使用料の3ヶ月分を徴収する。
厚生住宅使用料・入居敷金	住宅使用料は、4市町村がそれぞれの地区の状況に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとする。 入居敷金は、現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、家賃の3ヶ月分を徴収する。
改良住宅使用料・入居敷金	住宅使用料は、3市町村がそれぞれの地区の実情に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとする。 入居敷金は、現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、家賃の3ヶ月分を徴収する。

#### 教育関係

生涯学習センター(佐久市)使用料	現行どおりとする。
文化会館(浅科村 望月町)使用料	現行どおりとし、新市において他の類似施設との整合性を図る。
南佐久地域振興センター(臼田町コスモホール)使用料	現行どおりとし、新市において他の類似施設との整合性を図る。
体育施設使用料	使用料の統一を図る。
臼田町運動公園宿泊棟使用料	現行どおりとする。
公民館施設使用料	使用料は、1時間当たりに調整し、料金は面積により統一する。 開館時間及び閉館時間については地域の特性があるため、それぞれの地域にあつた時間帯を設定する。

## 17 補助金・交付金等の取り扱い

#### 総務関係

防犯協会補助金	合併時は現行どおりとし、新市発足後、速やかに新たな基準を設ける。 補助金は「人口割」地区数割にて算出し補助する。 女性部への補助枠を確保する。
防犯電気料負担金	電気料は、全額区の負担とするため廃止とするが、区への補助金の中で考慮する。
公用有線広報利用負担金(望月町有線放送)	現行どおりとする。
長野陸運支局佐久自動車検査登録事務所設置促進期成同盟会負担金	合併後、新市において加入する。
市町村人会補助金	合併時、新市において各町村間の平準化を図り補助を継続するが、補助金は平成18年度をもって廃止とする。各市町村は、それぞれの市町村人会へ、「佐久市人会」として組織の統一がなされるよう働きかける。
市町村法人会支部補助金	支部の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。
青色申告会補助金	支部の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。
たばこ小売店組合補助金	たばこ販売協同組合の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。
佐久納税貯蓄組合連合会補助金	佐久納税貯蓄組合連合会の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	新市において実施する。
望月町有線放送公用有線電話使用負担金	合併時、現行どおりとする。

#### 民生関係

交通安全協会補助金	補助の交付方法は町村交通安全協会へ交付するのではなく、佐久交通安全協会・南佐久交通安全協会・川西交通安全協会へ直接交付することとし、金額については暫定措置として現行どおりとする。合併後1年以内に関係する各交通安全協会と協議して補助金額を統一する。
生活路線バス維持費等補助金	現行どおりとする。
連合衛生委員会補助金	佐久市の例による。 なお、佐久市環境浄化活動補助金、臼田町環境衛生組合連合会補助金、浅科村一斉清掃交付金は、合併時、連合衛生補助金に統一する。
馬坂・広川原地区環境衛生補助金	現行どおりとする。
集団資源回収補助金	資源ごみ回収は、既に分別収集により徹底されおり、住民のリサイクルに対する意識も浸透しているため、合併時廃止する。なお、新市においては、PTA等各種団体による独自実施とする。
生ごみ処理機・処理容器・堆肥化容器購入補助金	生ごみの減量対策を目的として平成12年度から開始した事業であるが、一定の普及が図られ、初期の目的が達成したため、合併時廃止する。
ごみ収集施設等設置費補助金	平成12年度から補助事業を実施し、平成15年度までに15基の設置が終了して一定の設置や整備が図られたため、合併時廃止する。
部落解放運動団体活動補助金	新市の部落解放運動団体の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。

#### 保健福祉関係

社会福祉法人の助成	現行どおりとする。
社会福祉協議会補助金	補助交付基準を設け、地域福祉事業に関する人件費・事務費について予算の範囲で補助をする。
保護司会補助金	統一した基準を設け実施する。
民生児童委員協議会補助金	統一した基準を設け実施する。
市町村人権擁護委員会補助金	佐久圏域で設けている佐久人権擁護委員協議会へ新市として補助を実施することとしているため廃止する。
更生保護婦人会補助金	更生保護婦人会が有志婦人の自主的な団体であり、ボランティア的な性格なことから廃止する。
ふれあいのまちづくり事業補助金	佐久市の例により実施する。
ボランティアセンター活動事業補助金	浅科村の例により実施する。
肢体不自由児父母の会補助金	新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため廃止する。
地域支え合い活動組織化モデル事業	新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組むボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため廃止する。
福祉教育推進事業	新市社会福祉協議会が主体的事業として取り組む福祉教育推進等を目的とした各種事業において対応するため廃止する。
社会福祉施設整備事業補助金 (社会福祉法対象施設)	新市において実施する。
遺族会補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
傷痍軍人会補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
小諸学舎デイサービス利用者負担金	現行どおり実施する。
身体障害者福祉協会運営費補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
心身障害者希望の旅事業補助金	補助事業により実施する。

特別障害者手当認定委嘱医師報酬 (浅間病院負担金)	佐久市の例による。
手をつなぐ親の会補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
児童遊園遊具設置及び 補修事業補助金	新市による一部負担の補助事業により実施する。
日本宇宙少年団佐久分団 活動補助金	佐久市の例による
チャイルドシート購入費補助金	チャイルドシート購入補助の主たる目的は、交通安全対策としてのチャイルドシートの普及であり、すでにチャイルドシートの普及という初期の目的が達成されているため廃止する。
母子寡婦福祉会補助金	佐久市の例により実施する
母子寡婦福祉資金借入利子補給	住宅・転宅・結婚以外の就学・就職支度・技能取得等生活に必要性が高い事由による資金の貸付については、新市において母子小口貸付として無利子で貸付を実施するため廃止する。 ただし、合併日の前日に母子寡婦福祉資金借入利子補給を受けていた者については、その償還期間に限り経過措置として従前どおり支給する。
母親クラブ事業補助金	平成16年度から長野県児童健全育成事業補助金が廃止されるため廃止する。
社会福祉施設設備事業補助金 (児童福祉施設対象)	佐久市の例により実施する。
私立保育所運営費補助金	基準を定めて補助交付する。
民間保育施設整備資金利子補給金 交付事業	佐久市の例により実施する。
馬坂・広川原地域在宅介護支援に 対する助成事業	現行どおりとする。
地域住民グループ支援事業補助金	ボランティア活動の育成・支援及び高揚を目的とした補助金であり、社会福祉協議会が主体的事業として取り組んでいるボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため廃止する。
在宅介護支援センター(浅科村) 出向職員負担金	新市において業務遂行に必要な資格を取得している職員により対応が可能なため廃止とする。
老人クラブ活動費補助金	合併時、国県補助基準を基本として各老人クラブの人数や活動内容を考慮した補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
敬老会補助金	補助金額を一人当たり300円に統一して実施する。
老人福祉センター運営費補助金	現行どおりとする。
シルバー人材センター運営費補助 金	佐久シルバー人材センターに加入し運営費を補助する。
老人福祉特別事業補助金	老人クラブ活動で同様な事業を実施しており、老人クラブ活動費補助金の対象とするため廃止する。
小規模ケア施設整備補助金交付事 業	新市の区域において実施する。
小諸看護専門学校補助金	新市において実施する。
保健補導員会補助金	新市において組織の統一を図り実施する。
友の会(難病)補助金	新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため廃止する。
精神障害者家族会補助金	新市において、精神障害者家族会へ事業等を委託することにより家族会の活動を支援するため廃止する。
佐久歯科医師会 公衆衛生研修協力補助金	新市において実施する。

#### 経済関係

中小企業退職金共済掛金補助金	新規加入者の1月から12月までの共済掛金合計額の20%以内で1人につき7200円を限度として補助する。
商工振興補助事業	補助対象を統一する。
商工会議所・商工会補助金	運営事業及び経営指導事業について、統一した補助基準を定め、補助額の調整を図る。

建設関係

南佐久土木振興会負担金	臼田町は脱会するため廃止する。
-------------	-----------------

教育関係

地域高等学校育成・支援負担金	新市において協議会等に加入し負担する。
学校課外活動等補助	社会体育関係事業(スポーツ少年団交付金)との統合を図ることにより廃止とする。
私立幼稚園運営補助金	合併時、現行どおりとし、1年以内に新たに補助制度をつくる。
私立幼稚園施設整備事業補助金	市内の私立幼稚園が施設整備事業を行う場合、事業費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。
臼田町文化協会事業補助金	臼田地区の文化協会として存続し補助する。
体育協会補助金 委託料	補助基準を作成し新市において補助する。
スポーツ少年団交付金	交付金を統一する。
公民館グループ・クラブ活動補助金	新たにグループ活動推進協議会を設置し、協議会に補助する。 個々の団体への補助は合併時廃止する。